

講義録レポート

講義録コード

06-16-7-101-01

講 座	社会保険労務士	科目①	講 義 編
目標年	2016年合格目標	科目②	労働基準法
コース	上級本科生 F a s t	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途	個別DVD講座 ・ DVD通信 ・ WEB+音声DL通信		

収録日	2016 年 1 月 28 日		
講師名	高橋 眞幸 先生	板書枚数	5 枚 ※レポート含まず
		補助レジュメ枚数	枚
		その他 ()	枚

授業構成	前半 70分 → 休憩 10分 → 後半 70分		
実施テスト	有 ・ ☒ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●ハイレベルテキスト [労働基準法] P. 1 ~ P. 119		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) (ハイレベルテキスト 労働基準法)		
	●補助レジュメ () _____ 枚	講義録添付 (有・無)	
	●その他 (受講ガイド1冊・質問カード4冊) _____ 枚	講義録添付 (☒ 有・無)	
備考	*個別DVDご受講の方へ* 正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。(例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します) 個別DVD生の皆様：完成済のハイレベルテキストや過去問題集・合格への招待等がございます。受付にて会員証提示の上、お受け取りください。よろしくお願いいたします。		

社会保険労務士 講義録

コース・講義等

上級Fast

科目

労基法

回数

1

配布物

- ★ テ ス ト 類 : []
 ★ その他の配布物 1 : []
 ★ その他の配布物 2 : []

講師

高橋

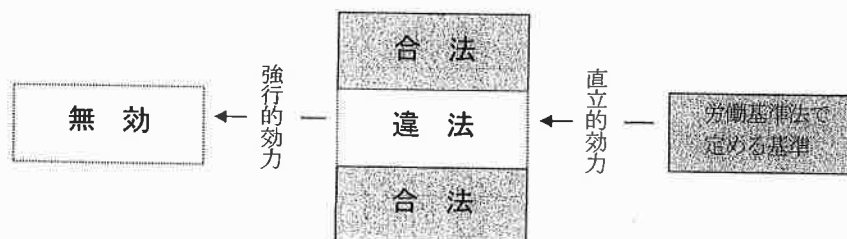
先生

黒 板 内 容

労働基準法第1回講義録

労働契約

労働基準法違反の契約 (P32)



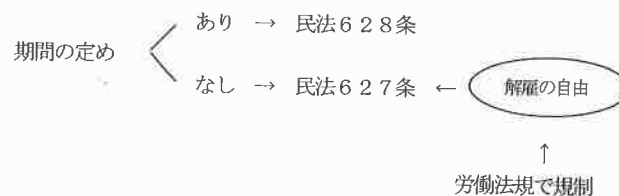
(P33~)

- 労働契約 { 期間の定め無し (正社員)
 期間の定め有り (契約社員) → (原則)・一般: 3年以内

(例外)・有期事業: 事業の全期間

- ・専門的知識等 } 5年以内
 ・満60歳以上

労働契約の解除ルール (P48)



【参考】

民法628条「当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。」

社会保険労務士 講義録

コース・講義等

上級Fast

科目

労基法

回数

1

配布物

- ★ テ ス ト 類 : []
- ★ その他の配布物 1 : []
- ★ その他の配布物 2 : []

講師

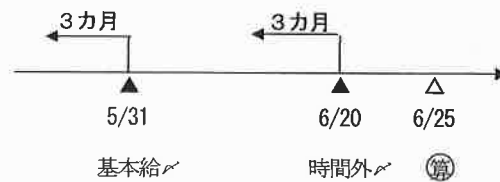
高橋

先生

黒 板 内 容

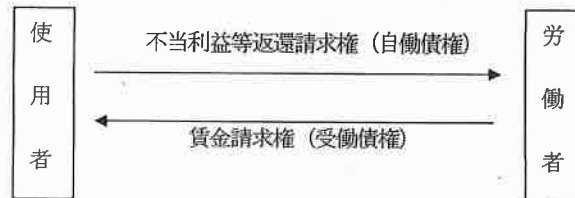
(P64)

例題 1



(P72)

賃金過払い



休業手当 (P78)

民法536条2項

債権者 (=使用者) の責めに帰すべき事由によって債務 (=労働) を履行することができなくなったときは、債務者 (労働者) は反対給付を受ける権利 (賃金債権) を失わない。

この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

But



- ・この原則は、民法上合意に基づき排除することができる
- ・使用者の責めに帰すべき事由に該当するためには、使用者の故意、過失が必要 (従って、経済上の事由は該当しない。)

社会保険労務士 講義録

コース・講義等

上級Fast

科目

労基法

回数

1

配布物

★テスト類：[]
 ★その他の配布物1：[]
 ★その他の配布物2：[]

講師

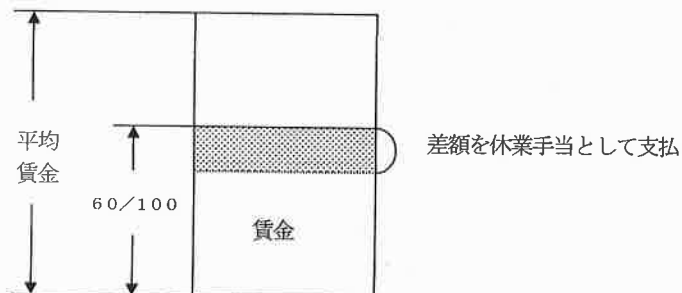
高橋

先生

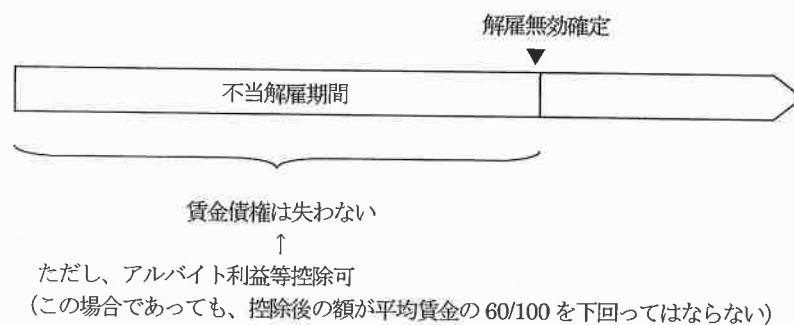
黒板内容

(P79)

一部休業の場合



(P81) バックペイと中間利益例)



(P92)

(原則)

時間外労働禁止 → 36協定締結+届出 → 就業規則等に定め
 ↑ ↑
 強行的効力の解除 契約上の根拠
 +
 免罰効果

社会保険労務士 講義録

コース・講義等

上級Fast

科目

労基法

回数

1

配布物

- ★ テ ス ト 類 : []
- ★ その他の配布物 1 : []
- ★ その他の配布物 2 : []

講師

高橋

先生

黒 板 内 容

(P94)

例 (1年変形)

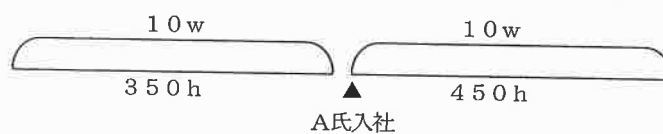
協定締結 $\hookrightarrow$ 免罰効果発生
 +
 届出 $\rightarrow$ 届出せず $\leftarrow$ 届出を怠ったことに罰則

(P103)

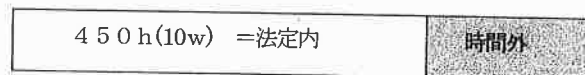
10人以上 $\left\{ \begin{array}{l} \text{労使協定} \\ \text{就業規則} \end{array} \right\}$ 10人未満
 就業規則に準ずるもの

(P117)

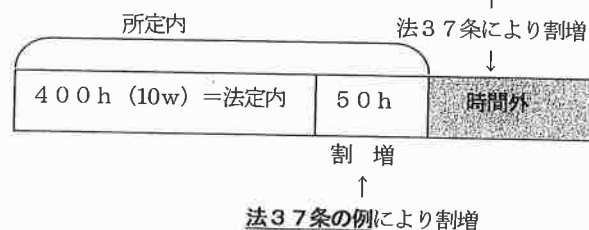
例) 20週間変形 800時間労働



A氏以外



A氏



社会保険労務士 講義録

コース・講義等

上級Fast

科目

労基法

回数

1

配布物

★ テ ス ト 類 : []

★ その他の配布物 1 : []

★ その他の配布物 2 : []

講師

高橋

先生

黒 板 内 容

進行予定表 — TAC社労士講座 上級本科生 fast 講義編 —

労働基準法		
回数	授業	
	講義内容	該当ページ
1	始め ～ 1 週間単位の非定型的変形労働時間制	P 1 ～ P119
2	休憩・休日 ～ 最後	P120 ～ P251

平成 28 年 1 月 28 日

TAC 社会保険労務士講座

< 受講生の皆様へ > ～上級本科生 fast コースの講義進行にあたって～

上級本科生 fast コースは学習経験者のうち、基礎力は備わっていると思われる方を対象とするコースであり、TACの再受験者向けコースである「上級本科生」よりもさらに講義の数をコンパクトにしたもの（演習については上級本科生と同数）となっています。

そのため、試験頻出事項のうち体系的理解が必要な箇所、出題可能性の高い箇所及び改正事項に絞って取り上げていく（講義で触れない箇所は自習）こととなる旨をあらかじめご了承下さい。

< 上級本科生 fast の受講者向け：本試験対策をとるにあたって >

今年度の試験対策をとる際は、まず全科目を通じて苦手意識のある箇所や弱点とを感じる箇所を把握し、それらの克服に注力していきましょう。

このコースでは「講義に出席するための予習」はなさらずに結構です。「労基の講義があるから」と、あらかじめ案内した労基の進行範囲の学習をするのではなく、本試験のある 8 月後半に焦点を当てた各自のプランを立て、弱点強化に重点をおいた学習を進めていくことをお勧めします。

例：労基の講義を受ける前だけど、ある程度理解は進んでいるから労災、雇用（あるいは社会保険編）の苦手なところを学習をしておこう。 等

以上の点に留意し、最後までしっかりと頑張ってください。

上級本科生 fast 担当講師 高橋 眞幸